

## 隔月連載 デザインのきっかけ 中小企業がデザインに踏み出すための第一歩を探る

デザインで自社を変えたい。でも、どうやって始めればいいのかわからない。そんな悩みを抱えるみなさんのために、中小企業とデザインの接点になる事例を紹介し、デザイン導入に向けての第一歩を踏み出すヒントとノウハウをお伝えします。

### 第4回

## 最初が肝心「デザインと契約」

### 依頼時の心がまえと、書面に残しておくべきこと

デザイナーに仕事を発注するときには「契約書」を作成するのが一般的。とくに新製品の開発など、金額が大きく期間も長くなる場合、依頼事項をまとめた書面を交わすことが重要です。しかし、そうは言っても「契約書」は難しそうで、敬遠しがちな方も多いのではないのでしょうか？今回はデザイン発注初心者のために、公社の「デザイン相談員」を務める堀越敏晴さん（シー ダブリュ エス 代表／インダストリアルデザイナー）に、最低限押さえておくべき事項について伺いました。

企業が契約を交わすメリットは「こんなつもりじゃなかった」を未然に防げることです。よく話し合って合意したとしても、企業とデザイナーでは用語も異なるため、想像する内容にずれがあったりするもの。書面を残すことで行き違いを防ぐのです。「『契約書』でも『覚書』でも、名称にこだわる必要はありません。本格的なものを用意できない場合、最低限抑えておくべき3つの事項があります。それは『デザイン作業の内容（何を頼むのか）』『期間（いつを作業終了とするか）』『対価・報酬（いくら支払うか）』の3点。これを自由書式でまとめ、両方で記名押印すれば、簡便な契約書が完成です。目的は両者間での取り決めですから、堅

苦しく考える必要はないのです」。

また、多くの場合は社外秘情報に関わることとなりますので、必要に応じて「守秘義務契約」も結ぶとよいでしょう。もちろん、知的財産権の帰属など、詳細まで記述した契約書を作るに越したことはありませんが、まずは最低限、上記だけでも書面に残しておくべきです。

また、デザインを依頼する際の「お任せします」は高くつきますよ、と堀越さん。「お任せとなると、デザイナーは企画やコンセプト、デザインまですべて考えねばなりません。担う役割が増えるため、当然費用は高くなります。自分は専門家ではないから、とつい口にしがちな言葉ですが、いままで製品開発の経験が無いとしても『こうしたい』という想いはきちんと伝えねばなりません」。

こうした“口発注”のトラブルを防ぐためにも「デザイナーの先生にお願いする」のではなく、発注側として予算についてある程度考えをまとめておくべきです。「その商品を『いくらで』『誰に』『どこで』売るかなどを想定すれば、デザインにかけられる費用が見えてきます。デザイン費を開発費や宣伝広告費の一部と捉え、考えてみてください」。

公社で無料配布している「デザイ

ン活用ガイド」には、契約に関するアドバイスや、各種契約書のひな形を収録しています。また、堀越さんを含む4名のデザイナーが無料で相談に乗る「ワンストップ総合相談／デザイン相談」も、ぜひ活用してみてください。

契約をきちんと結ぶことは、信頼関係の形成にも役立ちます。ぜひ実践しましょう。

事業戦略支援室  
デザイン導入・活用支援事業  
アドバイザー 福本創平

### ワンストップ総合相談窓口／ デザイン相談

公社の「ワンストップ総合相談窓口」では、毎週金曜日の午前中に「デザイン相談」の時間を設けています。対応する4名のデザイナーのプロフィールや担当日は、公社ホームページで確認できます。詳細は総合支援課（TEL: 03-3251-7881）までお問い合わせください。

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/soudan/design.html>

### 「デザイン活用ガイド」

中小企業の方々に向けたデザインに関するガイドブックを制作し、無料で配布しています（送料のみご負担ください）。入手方法は、公社ホームページ左側のメニューから「新製品、新技術開発＞デザイン活用ガイド」のページをご覧ください。

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/design/guide.html>

問い合わせ先

事業戦略支援室 デザイン導入・活用支援事業担当

TEL:03-3832-3660 E-mail:senryaku@tokyo-kosha.or.jp

公社トップページ

→

公社事業案内

→

デザイン支援事業